

# 富士電機 贈賄防止ポリシー

2022年5月制定

富士電機は、社員の判断の拠り所や行動のあり方を定める「富士電機 企業行動基準」において、「グローバル・コンプライアンスを最優先します」と宣言し、「環境」と「エネルギー」といった地球規模の問題の解決に貢献することを宣言している公共性の高い集団の一員として、コンプライアンスの重要性を認識し、国内外の法令、慣習その他すべての社会的規範とその精神を十分に理解し、これらを遵守しています。また、富士電機は、常に高い社会良識をもって行動することを明らかなるとともに、重要課題の1つに「贈賄・汚職の防止」を掲げ、腐敗防止を掲げる「国連グローバル・コンパクト」に署名するなど、グループ全体で以下のとおり贈賄防止に取り組んでいます。

全グループ会社及び役職員（派遣社員、パートタイマー等の臨時雇用者を含む。）に対し贈賄防止の徹底を図るとともに、当社グループのために業務を提供する第三者（エージェント、コンサルタント、仲介業者等）だけではなくサプライヤー等の取引先を広く含む、当社グループの事業活動に関わるステークホルダーの皆さまに贈賄防止に努めるようお願いし、サプライチェーン全体で贈賄防止に取り組めます。

## 1. 贈賄の禁止

富士電機は、直接又は他人を通じた間接の如何を問わず、公務員（公務員に準じる者やその関係者等を含む）及び政治団体、並びに民間団体及びその役職員に対して、不正な目的をもって、献金、寄付等の名目及び経費の負担、支払い代金の一部返還（いわゆるキックバック）等の形式の如何を問わず、金銭その他一切の利益又は便益（ファシリテーション・ペイメント(注)を含む。）の供与・申出・約束、及びこれらの疑いを招く行為を行いません。

また、接待・贈答等については社会通念上、妥当な範囲内で行うものとします。

万一、公務員から贈賄行為の要求又はそのおそれのある行為の要求を受けた場合は、これを毅然と拒絶します。

(注) 通常の行政サービスにかかる手続きの円滑化を目的とした少額の支払い

## 2. 贈賄防止体制の構築・運用

富士電機は、贈賄の未然防止に向け、「富士電機コンプライアンス・プログラム」(注)に基づき、役職員の日常業務における留意事項を具体的に定めたガイドラインを定め、常に実践し、内部監査及びガイドラインの周知徹底に向けた教育を定期的に行うとともに、「富士電機 企業倫理通報制度」の積極的活用により、贈賄の早期発見に努めます。

また、これらの取り組みについて、遵法推進委員会において半期毎にレビュー、見直しを行い、取締役会、監査役会に報告いたします。

### (注) 富士電機コンプライアンス・プログラム

当社およびグループ会社を対象とし、事業活動における全ての規制法令に関する4側面(1.社内ルールの策定・周知徹底、2.規制法令・社内ルールの遵守状況の日常監視、3.前掲1、2の遵守状況の監査、4.コンプライアンス教育)をまとめたもの。

以 上